(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小滝一八の三、字竹島九二、九四、九六、字椚立二五七の四、字小久田七三の二五、字上高部一六一の一六九

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市川前町下桶売字高部一四一の八（次の図に示す部分に限る。）、川前町上桶売字石合九一の三、一一三の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市木場町一二八七の二、一二八七のト、一二八七のチ、一二八七のリ、一二八七のヌ、一二八七のル、一五三三のイ、一五三三のロ、一五三三のハ、一五三三のホ、一五三三のヘ、一五三三のト、一五三三のチ、一五四四の二、星取二丁目四七二の一、四七二の二、四七三の二、五一二、五一五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県西松浦郡有田町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

有田町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防施設工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒桂河内川

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県南巨摩郡早川町早川字長知島一五九四番一地内四等三角点長知島を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第千六十二号で指定した同号二十一に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から二九五度三九分一七秒　一号

二七三一・一五九メートル地点

標柱一号から二四〇度二九分四一秒　二号

三二一・五七四メートル地点　標柱二号から二七九度一二分三四秒　三号

五九一・一六七メートル地点　標柱三号から二四一度〇五分五九秒　四号

一〇二一・一四四メートル地点　標柱四号から二八〇度〇七分〇五秒　五号

一四四一・七三〇メートル地点　標柱五号から二四二度一〇分四四秒　六号

二六一・五二一メートル地点　標柱六号から二一一度三八分二八秒　七号

三九一・三二二メートル地点　標柱七号から一三四度二一分〇九秒　八号

一九一・八九三メートル地点　標柱八号から二〇九度一二分二七秒　九号

七一・八三七メートル地点　標柱九号から二九六度三五分一五秒　十号

三〇一・六〇九メートル地点　標柱十号から一七度一九分〇四秒　十一号

三三一・四一四メートル地点　標柱十一号から二一度一六分四三秒　十二号

二五一・二四四メートル地点　標柱十二号から五一度五八分一二秒　十三号

三五一・八四八メートル地点　標柱十三号から九〇度四三分五九秒　十四号

一〇三一・八七六メートル地点　標柱十四号から九三度二三分三八秒　十五号

五八一・八四一メートル地点　標柱十五号から四二度〇四分四五秒　十六号

六五一・三六五メートル地点　標柱十六号から五六度五四分二一秒　十七号

二九一・二二二メートル地点　標柱十七号から四五度〇五分一〇秒　十八号

八〇一・八九六メートル地点　標柱十八号から一三二度四八分三八秒　十九号

六〇一・七〇九メートル地点

○国土交通省告示第五百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏